

# 第2回 立川市犯罪被害者等支援条例 (仮称) 策定検討委員会議事録

令和6年8月9日

立川市犯罪被害者等支援条例(仮称)策定検討委員会

立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	第2回 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	令和6年8月9日（金）13時55分～15時45分
開催場所	立川市役所本庁舎210会議室
次 第	<p>1 はじめに      2 報告事項      (1) 条例制定のスケジュールについて      (2) 第1回立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議の開催について      3 検討事項      (1) 骨子（素案）作成の検討      (2) 市が行う支援の方向性について      4 その他      5 事務連絡</p>
配布資料	<p>【事前配布資料】  <b>【資料】</b>      資料1. 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定スケジュール      (案) (0809)      資料2. 条例骨子案検討のポイントについてのご意見      資料3. 立川市における支援についての考え方やご意見      資料4. 立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子（素案）たたき台    <b>【参考資料】</b>      参考資料1. 地方における途切れない支援の提供体制の強化について      (令和6年7月18日付警察庁丙犯被発第30号通知)      参考資料2. 千葉市犯罪被害者等支援条例（R6.3.21制定）      参考資料3. 横須賀市犯罪被害者等基本条例（R3.12.17制定）      参考資料4. 行田市犯罪被害者等支援条例（R6.3.21制定）</p>
出席者	<p>[委員長] 四方 光      [副委員長] 川口 克巳      [委員] 佐藤 清志 阿久津 照美 藤内 温美      滝口 知也 横田 美雪 寺田 貴      太田 弘幸      [事務局] 大串 勝美（生活安全課長） 松田 充代（市民相談係長）      渡辺 晶彦（市民相談係）</p>
公開非公開	公開

傍聴者	0人
会議概要 主な意見	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議でどのような意見があったのか。</li> <li>・二次被害の定義は東京都の条例と同じ文言にするのがよい。</li> <li>・支援を行わないことができる項目は、立川市が消極的でやる気がないという誤解を招く恐れがあり、必要ないのではないか。</li> <li>・個人情報の適切な管理は、保護の法律や他に条例があり、あえて記載する必要があるのか。</li> <li>・あえて記載することにより、相談される人が安心されるのではないか。</li> <li>・基礎的自治体の総合窓口的な所が一番重要な役割になる。人材育成についても育成を来年度施行後、進めていくのが近道。</li> <li>・庁内の機関内ワンストップの連携を考えて検討していく際には、重層的支援体制整備事業との連携というところも視野に入れながら、支援のための枠組みを構築する必要がある。</li> <li>・コーディネーターの自前での育成というのではなく、その育成の方法としては、保健師の資格のある職員であれば素地があり、研修して育成することも検討してほしい。</li> <li>・被害者等支援条例のほかに、被害者等支援基本条例としているところがあり、基本を入れた方がいいのかどうかの意見交換を行った。</li> </ul>
担当	立川市市民生活部生活安全課市民相談係 電話 042-528-4319

## 第2回立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会 会議録（要旨）

### ○事務局

本日は、お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。会議開始前ですが、委員全員集まりましたので、委員長よろしくお願ひいたします。

### 1 はじめに

議事次第 1はじめに

### ○委員長

これより、第2回立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会を開会いたします。

本日は、立川警察署より警務課長の随行員として、警務課田村様、同じく警務課五藤様、また、わたくし四方の随行員として中央大学法学部大学院生1名が来ております。この随行員の会議への参加について、ご承認をお願いできますでしょうか。

### 【承 認】

ありがとうございます。それでは、次第に従って、議事を進行してまいりたいと思います。事務局より配布資料の確認をお願いします。

### ○事務局

資料は1～4までの4点と、参考資料4点でございます。

資料1. 条例制定のスケジュールです。

前回委員会後に、事務局で調整したものとなります。メールでもお送りしておりますが、微調整もありましたので、後ほど改めてご報告させていただきます。

資料2. 「条例骨子案検討のポイントについてのご意見」

こちらは、前回お配りした「資料8条例骨子案検討のポイントについて」、メールで皆様からご意見をいただいたものとなっております。のちほど、資料4立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子（素案）たたき台をご検討いただく際に、ご参考いただければと思います。

資料3. 「立川市における支援についての考え方やご意見」

こちらも資料2と同様に、メールにて「立川市における支援についての考え方やご意見」でいただいたご意見となっております。こちらは次第の3「市が行う支援の方向性について」をご検討いただく際にご参照いただき、ご意見をいただければと考えております。

資料4. 「立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子（素案）たたき台」

こちらは本日の検討事項としてメインでご検討いただく資料となっております。条例骨子案検討のポイントを元に皆様からいただいたご意見を参考にさせていただいて、

事務局でまとめたものとなっております。

あくまでも骨子素案のたたき台となっております。決定事項ではありませんので、これを元にこの場でご意見を頂戴できればと考えております。こちらには参考とさせていただいたご意見の一部を案文の下段点線枠に掲載しておりますが、その他いただいたご意見につきましては、資料2の方にすべて掲載をさせていただいておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願ひいたします。

#### その他

参考資料1. 地方における途切れない支援の提供体制の強化について（令和6年7月18日付警察庁丙犯被発第30号通知）でございます。

こちらは現在国で検討が進んでいる地方における途切れない支援の提供体制の強化についての通知です。この中では区市町村の支援の方向性についてもまとめられており、市としてもこの通知を踏まえての検討を進めていくこととなるため、参考に配布させていただいております。次に

参考資料2. 千葉市犯罪被害者等支援条例（R6.3.21制定）

参考資料3. 横須賀市犯罪被害者等基本条例（R3.12.17制定）

参考資料4. 行田市犯罪被害者等支援条例（R6.3.21制定）

でございます。こちらは最近の条例として参考にお配りさせていただきました。本日特に参考する予定はありませんが、ご参考いただければと思います。

また、開催通知にて前回資料8、「条例骨子案検討のポイントについて」をお持ちいただくようご依頼しておりますが、お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局に2、3部用意がありますので、おっしゃってください。

その他、不足等ありましたら事務局までお願いいたします。

また、配布資料とは別に前回の会議録につきましてもメールにて送付させていただいております。こちらは修正等ありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。8月15日（木）までに修正の有無についてご回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

## 2 報告事項（1）条例制定のスケジュールについて

### ○委員長

次に次第の2報告事項（1）条例制定のスケジュールについてを事務局よりお願いします。

### ○事務局

資料1]条例制定のスケジュールをご覧になって下さい。メールでもお知らせしておりますが、改めて確認をさせていただきます。第1回の委員会で皆様にお示ししましたスケジュールでは、この検討委員会は6月、8月、10月の3回開催とし、来年3月の条例制定を予定しておりましたが、開催回数を1回増やさせていただきまして、2月頃に第4回検討委員会の開催を追加させていただきました。また、条例制定については令和7年6月の制定を目指すという形に変更させていただいております。

皆様にはご予定いただいたスケジュールより、1回ほど多くなってしまいますが、ご協力いただければと思います。

また、メールでお送りしたスケジュールから微調整させていただいた点といたしまして、パブリックコメント実施時期を、条例骨子（素案）を12月議会に報告後、12月中旬

から 1 月中旬にかけて実施をさせていただきたいという形に変更を加えております。

また、骨子（案）となっていたところを骨子（素案）の文言に改めておりますので、ご承知おきいただければと思います。事務局からは以上です。

○委員長

何か質問はございますか。

### 【質疑応答】なし

## 2 報告事項（2）第 1 回立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議の開催について

○委員長

次に次第の 2 報告事項（2）第 1 回立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議の開催について事務局よりお願ひします。

○事務局

第 1 回立川市犯罪被害者等支援庁内検討会議が 7 月 24 日に開催されました。議題は報告事項として、

- ① 庁内検討会議の概略について
  - ② 今後の予定について
  - ③ 条例制定の背景及び支援の状況について
  - ④ 第 1 回立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）策定検討委員会の内容について
- でございます。

第 1 回の府内検討会議でしたので、立川市における犯罪被害者等支援の現状把握や国の有識者検討会で提言されている、市区町村に求められる役割についての内容把握となっております。また、今後市として目指す条例や支援策の検討に向けて国や他団体の事例についてまずは理解することからはじめております。第 1 回の府内検討会議の進捗状況については以上です。

○委員長

説明は以上です。次第 2 報告事項の内容についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

### 【質疑応答】

○委員長

私から少しお伺いしますが、府内の雰囲気といいますか、この条例については好意的な考え方かネガティブな考え方か、双方それぞれ何か特にご紹介いただくことはありますか。

## ○事務局

会議の中では、警察署とか、他の機関等の役割分担のイメージはどういうものかという質問や、市の方ではどういう相談があったのかというような質問がありました。相談のときは、私は犯罪被害者ですと言って相談に来るものですかというような質問がありました。

また、対象定義とか対象の設定というのはなかなか難しいという意見とか、庁内研修をした職員や、東京都の研修を行った職員もおりますので、そういう研修の中で被害者の方が置かれた状況とかを生かして、親身に寄り添った支援を行うことは重要であるということを感じているという意見がありました。やはり職員の意識の啓発、研修というのは重要ですねというような話は、職員からも出ております。また財政支出的なところを伴うので、具体的な支援策というのは難しい面もあるかもしれないがという意見もありました。

以上です。

## ○委員長

皆様方からございますか。特によろしいでしょうか。  
庁内のご理解も重要ですので引き続きよろしくお願ひいたします。

### 3 検討事項　（1）骨子（素案）作成の検討について（前半）

## ○委員長

次に、次第の3、骨子（素案）作成の検討についてです。かなりボリュームがあると思いますので、前半後半部分に分けて、まず、前半部分（市、市民等、事業者の責務まで）を説明いただき、その後委員の皆様にご検討いただく、その後、後半部分の説明、また、検討というふうに進めさせていただければと思います。では、事務局より説明をお願いいたします。

## ○事務局

こちらの資料4でございますが、「骨子案検討のポイントについて」ご意見を募集し、皆様からいただいたご意見を参考に、事務局にて作成させていただいた「骨子素案たたき台」となります。

条文案につきましては、当市の文書法政課のリーガルチェック前の案となります。最終的に法文にしていく際には文書法政課の修正が入る可能性がありますので、ご承知おきいただければと思います。

また、のちに検討いただく資料3「立川市における支援についての考え方やご意見」の中では、具体的な支援策についてもご意見をいただいているところであります。

いただいたご意見はしっかりと受け止め、市の支援策を決定する際の参考とさせていた

だきたいと考えておりますが、最終的には財政的な措置など全体の調整を勘案しながら市として決定をしていくこととなりますので、併せてご承知おきいただきたくお願ひいたします。

それでは、内容について市民相談係長の方からご説明をさせていただきます。

## ○事務局

**資料4**立川市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子（素案）（たたき台）をご覧になって下さい。

こちらは委員の皆様にメールで参考送付させていただいた千葉市条例骨子案を元にパブリックコメントにも利用できる形で、事務局で作成をさせていただきました。

また、併せてお手元に前回配布いたしました「資料8. 条例骨子案検討のポイントについて」及び本日配布の「資料2. 条例骨子案検討のポイントについてのご意見」もご用意いただければと思います。「前回資料8. 条例骨子案検討のポイントについて」は引用箇所が多いため、ポイント資料、骨子案ポイント等とさせていただく場合がありますが、その際は資料8をご覧いただければと思います。

では、資料4に戻ります。はじめに前半部分として、10ページ「4市、市民等、事業者の責務」までをご説明させていただきます。2ページ目3ページ目は市民の方向けの条例制定の背景の説明となっておりますので、ご検討をいただく骨子素案の内容が書かれている4ページ目からご説明をさせていただきたいと思います。背景等についてご意見、ご質問等ありましたら、後ほど頂戴できればと思います。

## 1 条例制定の目的

まず、4ページ目条例骨子案、条例制定の目的でございます。

この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、立川市（以下「市」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立った支援のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を保護し、市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

こちらは「被害者ニーズを重視する立場を強調するために、杉並区や多摩市に倣って、「犯罪被害者等が必要とする施策」「犯罪被害者等の視点に立った支援」等の表現をするのはいかがでしょうか。」というご意見を参考に、骨子案ポイント資料から犯罪被害者等の支援に係る施策を犯罪被害者等の視点に立った支援のための施策に言い換えをしております。

## 2 用語の定義

次に2用語の定義です。

## (1) 犯罪等

犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。

## (2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずるものとして市長が認める者をいいます。

## (3) 関係機関等

国、東京都、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいいます。

## (4) 市民等

市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学するもの又は市内で活動を行う団体をいう。

## (5) 事業者

市内において犯罪被害者等を雇用する者、その他市内で事業活動を行う者をいう。

## (6) 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

## (7) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び犯罪等により害を被ることをいう。

こちらは(2)ですね、犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族の後に、市長が認めるものを追加しております。

(6)については、記載にあるように具体的な記述があった方がよいとのことで、東京都条例にならい、定義を記載しております。

## 3 基本理念

次のページ7ページにいきまして、基本理念です。

犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念とする。

(1) 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

(2) 犯罪被害者等の置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、必要とされる支援を途切れることなく行うこと。

(3) 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう支援するとともに、二次被害及び再被害の発生の防止に配慮すること。

(1)については、「権利」であることを明示した方がよい、というご意見からこちらも東

京都条例と同様の記述としております。

#### **4 市、市民等、事業者の責務**

次ページの8ページ「4 市、市民、事業者の責務」です。

##### **(1) 市の責務**

- ①市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に当たっては、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、総合的かつ体系的に支援を行う責務を有する。
- ②市は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益等に対する無理解その他の原因による言動から生じる二次的な被害の発生防止に配慮し、支援についての理解を広げる施策を講ずる責務を有する。

こちらは多摩市条例の記述が二次被害について理解を深めるとのご意見から多摩市条例の記載を参考に修正いたしました。

次に9ページ「市民等の責務」です。

##### **(2) 市民等の責務**

市民等は、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穀を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

ここでは、孤立させないようという意味合いの文言をいれてほしい、等のご意見をいただいておりますが、いったんは原文のままとさせていただいております。

次に10ページ「事業者の責務」です

##### **(3) 事業者の責務**

- ①事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせないよう十分に配慮し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

②事業者は、基本理念にのっとり、その被害にかかる手続きに適切に関与することができるよう被害者の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

事業者の役割として事業活動において二次被害を発生させないようにする、という形に文言を変更しております。そのうえで、雇用する従業委員等が犯罪被害に遭った場合にはその手続き等について（休暇取得等の意味合いを含めた）配慮を行うこととしております。「4 市、市民等、事業者の責務」までの説明は以上です。

#### ○委員長

説明は以上です。次第3 検討事項 骨子（素案）作成の検討前半部分の内容についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。資料2の他の委員からのご意見も含めてご検討

いただければと思います。

### 【質疑応答・意見交換】

#### ○副委員長

僭越ながら、私から申し上げたいことがあります。全体としては大変よくできている。よく検討していただいている。集めた委員の意見を十分尊重しており、感心しております。その上で、別に修正を求める訳ではないのですが、5ページの二次被害の定義、これも委員の皆様からのご意見が出ていて、二次被害とは具体的に何なのということを分かるようにした方がいいとの意見が出ていました。それを踏まえてこのようにこの案を提示されたものだと思います。

私も見させていただいたのですが、東京都条例とそっくりです。そのままです。だから賛成です。そのままにしていただきたい。これは文書法政課で当然、条例審議をするわけですが、極力変えないで欲しい。これを変えるとなるといろいろ面倒なんです。なぜかというと、僕らの従来の理解はこの通りですよ。ここに書いてある通りですが、どうも二次被害というのは、無意識のものもありそうです。ありそうだということが最近言われ始めて、トラウマインフォームドケアと言うのですが、新しい分野が提起されているんですね。それは、今言われ始めたばかりなので、まだまだ定着するのには時間がかかりますが、その人たちのそのグループというかその学者たちの動きによっては、ちょっとこの定義がもたなくなる可能性性もありそうです。

東京都条例と少しでも違うことを書くとケチ付けられる恐れがあるわけですよ。だから何言われても、これ東京都条例と同じですと、何か文句ありますかと言えるようにした方がいいかなというのが私の意見です。

#### ○委員長

ありがとうございました。

今の件も含めて他の点でも結構ですけど他の委員の先生方からいかがでしょうか。逆に言うとこの定義のところ、東京都とあえて違うことを書いているとかでもですね、そのようなのは別にないですかね。

#### ○委員長

他よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ご紹介いただいた警察庁からの通知、これかつては内閣府が担っていた総合調整の役割が警察庁に移ったっていうもので、1省庁というよりまとめの省庁の意味での警察庁通達

だと思います。

基本的に関係するようなところでは2ページ目の冒頭ですかね。市区町村にあっては、住民にとっても身近な基礎自治体であり、生活を支援する各種制度・サービスの実施主体として、被害者等のニーズに応じた支援を提供するとともに、関係機関・団体と連携し、域内の犯罪被害者等施策を推進するということが書いてありますけど、ストレートに言うと身近な云々というのは、ここでは9ページの市の責務ですけど、後の支援の取り組みのところでそういうのが出て参りますので、全体としてはそこを入れていただけるかなとは思います。前半のところはよろしいでしょうか。総論的な部分であります。

はいどうぞ。

#### ○A 委員

市の責務と事業者の責務のところで、基本的に基本理念にのっとりというふうな書きぶりになっているのに、基本理念のところの重複記載みたいな感じに見える部分があるかなという気がして、何かそこは、シンプルにされてもいいのかなという気がしました。

#### ○委員長

こういう基本的な条例の場合は、両方書いてあったりすることはなくはないんじやないかとは思いますけど、ちょっと同じことがいっぱい書いてあるという印象を与えることを言っているのでしょうかね。

#### ○B 委員

最初のたたき台より細かく書いてあって、その中に周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見というものに関して盛り込まれているのは、すごく大事だなと思っています。

実は責務のところで、不利益等に対する無理解その他の原因による言動から生じる二次的な被害、支援についての理解を広げる、そういう事案を行政が行うときに、市民に対して啓発みたいなところに重点を置きがちですけれど、実はその職員自体が二次被害を与えていたり、行政機関によっては、被害者が職員によって二次被害を被る、これは絶対あってはいけないことだと思います。その部分に関して市民への啓発よりもまず第一に市職員がしっかりと理解をするということに重点を置いてほしいと私も願っています。今回こういうことはすごく好感を持っています。

#### ○副委員長

関係機関というふうに僕は言いましたが、はつきり言って、弁護士も二次被害を与えていきます。だから、僕らの世界も大いに啓蒙する必要がある。研修はやっていますが、まだまだ足りないと思っています。

#### ○委員長

この市の責務の②のところは、誰に対してというところが明確には書いていないですが、市が行うわけですから、おのずとその市役所の職員と市民ということにはなるのでしょうか。そういう理解でよろしいでしょうか。

市民というか事業者も含めて、その市の中にいらっしゃる方々ですね。  
他にはいかがでしょうか。

後で思い出したらまた後ほどですね、後出しでも結構ありますので、後ほどいただくことということでまたいろいろ議論があるかもしれませんので次に生かしていただきたいと思います。

それでは次にこの骨子案の後半部分について、事務局からご説明をお願いいたしたいと思います。

### 3 検討事項　（1）骨子（素案）作成の検討　について（後半）

#### ○事務局

##### **5 支援の取組み**

11 ページをお開き下さい。5. 支援の取り組みでございます。  
こちらは資料8 骨子案ポイントの構成でいうところの、「7の日常生活」から「14の支援を行わないことができる場合」までと16の「その他」を支援の取り組みとして列挙しております。

###### **（1）相談及び情報の提供等**

（1）相談および情報の提供等です。こちらは骨子案ポイントでは項目8の相談および情報の提供、基本的施策となっているところです。まずは支援のための窓口の設置について明示しております。

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪等により害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じる窓口を設置し、必要な情報の提供、助言および関係機関等との連携調整を行うものとする。

ここでは、皆様が識見を有する職員や専門職員のことについての検討とか、手続補助、付き添いについてもご意見をいただいているのですが、一旦はこのまま原文のまま掲載をさせていただいているところです。

## (2) 日常生活等の支援

次のページに行きまして、12 ページです。

(2) 日常生活等の支援です。ご意見で日常生活支援をまとめてはどうかというものがありまして、こちらは骨子案ポイント資料の 7 日常生活の支援、および 16 その他の中にあります③損害回復・経済的支援、④安全の確保、⑤居住の安定、⑥雇用の安定の検討事項を併せた項目となっております。

骨子案ポイント資料の 16 にあります①二次的被害防止につきましては、基本理念でうたっていますので別の項目立ては行っておりません。②の個人情報の適切な管理につきましては、後述する支援の取り組み（8）に記載をしております。

12 ページに戻りまして、日常生活等の支援、市は、犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。として下線部分で元の文章の、日常生活の支援に関する情報の提供および助言その他のというところを削除しております。

現段階では、総括的な案文という形になっておりますが、いただいたご意見を参考に 16、他のところで検討項目としておりました。

③⑤⑥につきまして、支援策について、府内検討委員会の方に諮りまして、対応可能な項目については、中野区さんの第 6 条のように（2）日常生活等の支援として、次の 13 ページからのようにまとめられればと考えております。

13 ページ見ていただきまして、（2）日常生活等の支援というところをご覧いただきたいと思います。

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。としまして①犯罪等に起因する経済的負担の軽減のための支援に関する事項、これは 16 その他の③損害回復経済的支援に当たるところです。

②犯罪等に起因して日常生活または社会生活を営むことが困難となった者に対する支援に関する事項、これら家事支援などが該当するものであるかというふうに考えております。③犯罪等に起因して従前の住居に居住することが困難となった場合における転居等に係る支援に関する事項。これは⑤居住の安定についての項目です

④犯罪等により就労および勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、その雇用する者が犯罪被害者等になったときの勤務への配慮の必要性について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。こちらは⑥の雇用の安定に関する記述となります。

一方で財政上の措置が難しい場合など内部の府内会議の方でなった場合に、具体的な支援策の検討が進まない場合には、最初に申し上げたような包括的な条文となる可能性がある

ので、現時点では 12 ページの冒頭の案を掲載しているところです。ご意見あるかと思いま  
すが、時間の都合もありましてこのまま説明を続けさせていただきます。

### **(3) 支援を行わないことができる場合**

14 ページです。(3) 支援を行わないことができる場合です。

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが、社会通念上適切じゃないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

条例にうたわずに要綱で規定すればよいのではないかというご意見をいただいているところですが、給付等の具体的な支援対象は要綱で規定する予定です。

ここでは中野区さんの条例を参考に相談支援を含めた対象者について記載をしているところです。

### **(4) 市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援**

同じページの下の段(4) 市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援というところで、市は市内住所を有しない者が市内で発生した犯罪等による犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して必要な情報の提供および助言を行うものとするとしております。特にポイント資料からの変更等はございません。

### **(5) 市民等及び事業者の理解の促進**

次のページをめくってください。15 ページです。(5) 市民等及び事業者の理解の促進です。市は犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害会者等の支援に関する事項について、市民等及び事業者が理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うものとする。表題について骨子案の方では、「(10) . 市民への広報等(理解の増進)」を「市民等及び事業者の理解の促進」といたしました。また、併せて条文中「市民等」とあるのを「市民等及び事業者」としております。

### **(6) 人材の育成**

次の 16 ページ(6) 人材の育成です。

市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けられ、かつ、二次被害を受けることがないよう、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

こちらは、ポイント資料の 9 から記載しております。

表題について「9. 犯罪被害者等の支援を行う人材の育成(調査研究・人材の育成)」を分かりやすくシンプルに「人材の育成」のみとしております。

との文章から修正したところは、「犯罪被害者等の支援の充実を図るとともに、」を「犯罪被害者等が適切な支援を受けられ、かつ」というふうに修正し、「研修の実施その他」の文言を加えました。

人材の範囲が不明確というご意見をいただいております。現時点では市として、犯罪被害者等に関する研修を市の全職員を対象に実施するものとして考えております。

併せて被害者支援窓口担当者には、東京都や民間支援団体の実施する研修に参加し、資質の向上を図るということも含め考えているところでございます。

#### (7) 関係機関との連携協力

次に 17 ページ (7) 関係機関との連携協力です。

民間支援団体も連携協力団体の一つであるという観点から、条例骨子案ポイント資料の「11. 民間支援団体に対する援助」と「12. 連携協力」を一つにまとめて項目としました。また表題を「関係機関との連携協力」としています。

読み上げますと、「市は、犯罪被害者等が、適切な支援を途切れなく受けることができるよう、関係機関等との連携協力に努めるものをする」としており、文章については項目 12 をそのまま掲載をしています。

#### (8) 個人情報の適切な管理

次に 18 ページ (8) 個人情報の適切な管理です。

市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。として、骨子案ポイント資料の「16 その他②個人情報の適切な管理」よりそのまま掲載しております。

最後の 19 ページはスケジュールとなっております。

駆け足になってしまって恐縮ですが、事務局から後半部の説明は以上でございます。

#### ○委員長

ご説明ありがとうございました。

この後半部分の具体的な施策に関する部分のところにつきまして、ご質問ご意見をいただきますが、私の方からちょっと検討にあたってご留意いただきたいことがあります。事務局からも先ほど冒頭にあったのですが、通常の条例と違って、手続きが少しある意味変則的なのは、財政面と条例の制定がセットで動いているのではなくて、条例の方が早いですね。そこで事務局ご苦労されているようですが、まだ予算の検討がされてないので具体的なことは書きにくい。だけど将来的にはもう心魂を入れていきたいというところで、ご苦労されているのではないかと思いますが、それらも含めまして、現段階での条例案は、将来的

にはちゃんとやっていただけるために、どんな仕組みがあるのかということが焦点なのかなと私は勝手に思っているところですけども、余計なこと申しましたけども、そのようなことも含めまして、また先生方からのご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### ○副委員長

あんまり私が発言するのも、適切かどうかわかりませんが、全体としては、やはり前半と同様によく検討していただいているなと感じましたが、さすがにこの後半部分に関しては何点か意見がございます。反対意見も一点ございますので、ちょっと文字通り忌憚のない意見を申し上げたいと思います。

項目としては、大きく分けると三つです。

一つ目は、11 ページの参考意見に書いてある点ですけれども、この点については、この後検討する市が行う支援の方向性についてという、これについて別途意見を提出していまして、それにものすごく詳しく書きましたが、ただ、それ条例に載せるのと言ったらあんまり条例には適さない。条例はもうこれでいいと、抽象的な文言でいい。あとはもう運用面でいろいろ柔軟に対応していただければそれでいいと。

それから研修は何段階かの研修が必要になります。

それで結論は、だからこれでいいということです。意見は述べたけど条例に載せないというご方針に納得しますということです。

問題は二つ目です。

二つ目、14 ページの（3）支援を行わないことができる場合、これは明確な反対意見を申し述べざるを得ません。そもそも要はこれ必要ないと、これは有害無益だと、無い方がいいというのが私の意見です。

なんでこんなものを持ってきたのかなと思ったら今日見てわかりました。

千葉市条例に出てるんですね。

このようなものを参考にしてはいけないと思います。

こんな消極的な、全体の理念中心の市の方針、いわばプログラム規定ですよ、全体の。必ずしも具体的な支援策を直接この条例で細かく規定することは想定していない。私は、今日までの事務局の説明からもそのように理解しているのですが、にもかかわらず何で支援を行わない場合だけぎつく書くのだと。

まずそれが気に食わないので、こんなこと書いたら立川市は消極的なんだなと。やる気ないというふうに誤解を招く恐れもあって有害です。

それから、これは法律をご存知ない人が作った条文です。犯罪の犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合ってね、誘発してない場合ってないです。はっきり言って少なくとも殺人傷害に

については、広い意味の誘発だから、何らかの意味で、被害者側に落ち度が何もないなんていう例はありませんよ。

それをあえて書くということは、いやあなた、これ誘発しているでしょうと言って排除する口実に使う気じゃないかというあらぬ誤解も、立川市はそんなつもりは毛頭ないはずなので、そんな誤解を招くような条文を設ける必要はさらさらないということです。

ちなみにこれ千葉市条例とかその他にも都内でも何区、何区というところで、類似の規定を設けているそうです。

東京都はありません。神奈川県もありません。法律にもありません。

こんな消極的なことはどこにも書いていません。というのが私の理由です。これは削除というのを強く求めます。

それから三つ目。3点目はですね、最後のページ18ページ、個人情報の適切な管理、これもほとんど例がないので、やめた方がいいかなと。

この条例が決まらなくたって、もう嫌というほど個人情報の保護の法律があり、条例があり、条例に基づく審議会もあって厳重に管理していますから、何でここに書く必要があるのかと思います。これは必要性という点で削除した方がいいのではないかというふうに思います。以上です。

## ○委員長

ありがとうございます。

ただ今のご指摘の点について、消極的に見えて、なおかつここになくてもいいのではないかというご指摘であります。法制審査もされると思いますが、無いで済むのだったら特に個別の施策はここに今書いてないので、これでいいのではないかなどということは、十分ありますかもしれませんね。支援を行うのですから、法制審査でまた検討していただきたいと思います。個人情報の関係は、もちろん不必要な情報漏えいというのは、いけないのですけどもその手前に、他機関との連携がありまして、ここでは連携でその情報連携をするというのは書いてないものですから、そこでのバランスからいくと、より情報共有が消極的に見えるのではないかというは、少しあるかということですね。この点は法制審査を通じまして、この個人情報の保護の関係がなくても済むのかどうかという、その逆に他機関との連携のときには、別途の方策で良いのか、条例が書いた方がいいのかというのも含めて検討していただければいいかもしれないですね。

## ○事務局

事務局から補足の説明をしてよろしいでしょうか。

今、副委員長の方からご指摘いただきました支援を行わないことができる場合の規定 14

ページになります。また個人情報の適切な管理は 18 ページになります。

18 ページの個人情報の適切な管理のところから補足の説明をさせていただきます。今、委員長の方からご指摘いただきました点に関しましては、私ども事務局の方でもこの条例の全体のバランスの中で再考していかなければいけないものと考えてございます。当初こちらの方の規定をたたき台に残させていただきました大きな理由の一つとしては、やはりこの犯罪被害者の方々が、この条例を見ていただいたときに、今求められているのは、なかなか声があげづらい方が、安心してご相談いただけるというようなところをこの個別の規定で、市の姿勢として示していく。このような個人情報というものを、先ほど副委員長の御指摘のところ全くその通りだとは思うのですけれども、そういったところを勘案しまして、たたき台としては載せさせていただいた次第でございます。

それから戻りまして 14 ページになります。

こちらはこのような規定は削除の方がいいというようなところで、深く受け止めさせていただきまして、庁内検討委員会の方にも、今いただきましたご意見を伝えながら、庁内の方においていわゆる法規部門とも連携し協議をしながら検討してまいりたいと思います。

こちらを載せさせていただきましたのは、実は、条例の骨子案のたたき台を作るときに千葉市、都内であれば最新が今、現状中野区で、令和 2 年でございます。この条例骨子案に大変参考にさせていただいたのが、千葉市でございます。なかなか直近で条例策定というのが都内にはない中で、立川市の近隣の地方公共団体には、警視庁から定期的に犯罪被害者支援の取り組みのメールマガジンが送られてきております。送られてきているメールマガジンでは、相模原市が令和 5 年に条例を策定しております、そちらの方が比較的市域に近いところであり、また制定年も新しく、そのメールマガジンにはそれまで相談件数が 1 枝台だったところが、条例整備の効果によって数十件というように、確かにメールマガジンには 77 件と書いてあったような気がしますが、1 年間の相談件数がそれぐらい増えたというような記事が載ってございました。今ご紹介させていただきました団体の方を参考させていただきますと、やはりこの社会通念上適切でないというような記載がございまして、私どもも勘案した結果、こうした記載も必要なのかなという考えもあったところでございます。いずれにいたしましても、引き続き、この項目と本日の委員の皆様のご意見を頂戴しながら、再度、庁内検討委員会に持ち帰りまして、検討してまいりたいと考えてございます。

補足説明は以上でございます。

## ○委員長

世の中にいろんなご意見は確かにありますので、今の支援を行わない場合の話では、議会でもこういうご意見が出る可能性があるのでしょうかね。

## ○事務局

今の委員長からのご質問ですが、可能性があるかと聞かれれば可能性はあると思います。そこはこの条例というのが、広く市民の方に訴えかける理念条例になっておりますので、やはりあまり具体かつ複雑な条文であってはならない。また取り組みの市の姿勢というか取り組みのポイントが、分かりやすく伝わらなくてはいけないというところがあると思います。率直にちょっと稚拙な言葉を使いますと、何か悪いことをして怪我を負ったというような人も対象になるのですか、みたいなそのような、もう少し率直なところでのご質問として、今委員長がおっしゃったような問い合わせがあるかもしれないとは思っています。

以上でございます。

## ○委員長

副委員長がおっしゃったように、条例全体が消極的な印象を与えては嬉しくないことですので、そこらを1回検討していただいたらいいかも知れません。

## ○事務局

かしこまりました。

## ○副委員長

おっしゃることは大変よくわかります。

条例は、議会が議決して初めて条例になるのですから、議会が修正する部分については議会の判断です。しかし市当局の姿勢として、最初から消極的なところを見せるべきではないというのが私の意見です。

## ○委員長

個人情報の適切な管理について 相談される人がかえってこの条文があった方が安心されるのではないかという点については、日ごろ相談にあたっておられる先生方はどう考えでしょうか。

## ○C 委員

個人情報の管理をちゃんとすることは、このように項目立てなくても、どこかでやはり触れた方がいいかと思って自分の意見を書きました。やはりDVとか性被害の方は、どこかでまた再被害に遭うのではないかということをすごく恐れているので、そういうことで、相談がなかなかできないということもあると思うので、そういう意味でやはり安心感に繋がるように、どこかで書いた方がいいのではないかと思います。ちょっと私は全体のバランスとか法律的なことはわからないのですけども。

○委員長

そういう意味では、趣旨の形容詞をつけていただくのも一つかもしれないですね。安心してこの相談をしていただけるようにというようなことを、法制的にそういう修飾語が書けるかどうかというのは分かりませんが。

○D 委員

市に確認したいのですが、この個人情報の扱いの管理の重要度の度合というのは、どのように区分されていますか。個人情報の管理状況の強弱があると思うのですけど。

○事務局

強弱というところでお答えさせていただきますと、この犯罪被害者支援の相談というは、最高の個人情報の管理が求められる情報です。

○D 委員

そういう事を明記すればいいのではないか。管理と言うと、そんなの当たり前でしょという話になってしまふから、最重要個人情報として扱うことにするというように。

○事務局

今いただきましたご意見、そのような趣旨に合ったような法文とすることができるか法規の方と調整させて下さい。

○副委員長

私も確認的な個人情報、保護関係は、法令上は当然のことですが、もう既に決まっていることですが、確認的に書くというのであれば差し支えないと考えます。

○委員長

他いかがでしょうか。

○B 委員

先ほどの支援を行わないことができる場合ですが、こう書かれるとちょっと引っ掛かるところがあります。この後半の社会通念上適切ではないというのは分かりますが、犯罪等誘発した場合の誘発ということが、かなり引っ掛けりがって、事件の多くがその家族間という人が多く、誘発と文字で書かれると、だからこう繋がっているというようなことがあるの

で、誘発という言葉は、ちょっといろいろ問題がある。

○副委員長

いろいろ問題があるのは、B 委員のご意見の通りです。はっき言って交通事故などみんなそうでしょう。

どこでも運転するから悪いってことになりかねませんよ。そんなことを言われたら何にもできません。何もできないようにするための条文じゃないかと考えられる方がマイナスな訳ですね。

○A 委員

見舞金とか、経済的支援のあたりで、やはりこういうのは出てくるものであって、支援の要綱を作るときに入れればいい。何かやはり条例に入れてしまうと、逆にその言葉が二次被害になってしまいかねない。見た人が力づけられるようなものを目指すのだとすると、ちょっと引っかかるというか邪魔になってしまう印象があります。

○副委員長

東京等の場合のように、具体的に引っ越し費用を出しますよとか決めているのだったら、まだ適切でない場合は出しませんよというのはわからないではない。だけどそれについても認定は誰がするのか、裁判をしなければきっちり認定できないでしょう。

どうやってそれを行行政が判断するのですかと、私は言いたくなります。

○副委員長

だから条例のように、具体的な施策何も言ってないのに、いやこういう場合は支援しませんよ。どんな支援を想定しているのですかって、当然そういう反論は山ほど出ますので、そのような攻撃には耐えられませんよ。

○E 委員

市民の方向けに市として犯罪被害者を支援するものですということで、オープンにするものというふうに考えると、犯罪等を誘発した場合というのは、ここにいる専門家のように事件事故について詳しい方は想像できると思うのですけれども、一般の方はちょっと分かりにくいと思います。

例えばドラマを見たりとか、映画を見た中での想像で考えるのと現実の被害者の状況とがずれてしまい、現実と違うことを想定してしまわれるのがちょっと怖いかなと思います。

## ○委員長

私後半の冒頭に申しましたように、具体的なことが書けないからこそ確かにネガティブなことがあると、すごくみんな目立つみたいなところがあつてしまうのでしょうかね。

なかなか難しいなと思いますが、パブコメの際に、支援策の中身が見えるような、そのようなことができるかどうかですけども、予算が決まってないのに 12 ページのですね、必要な支援って何なんだというのは、多分一般の方からすると関心事項になって、パブコメでもあるいは議会でも議論されるのかなと思うのですけど、今後はその反応に対してどんなふうに作業して行かれるのでしょうかね。

## ○事務局

まずここは先ほどご説明さしていただきいただきましたが、12 ページの包括的な表現というところで、一旦は本日たたき台の方をお願いさせていただきました。

委員長の方にもいろいろと今、補足をいただきましたが、庁内の方で、具体的の支援の方向性というのが、なかなか定まってないと具体的なところが述べられないというような、この条例制定に当たって難しいところがあります。そうしたことから、例えばこの 13 ページの方のこの対応になっております経済的な負担の軽減することへの支援の措置ですか、住居転居に関するこの措置ですか、雇用に関する措置規定ですかそういったところでの具体的方法性というのを庁内の方で決定できるように検討を進めてまいりたいと思っておりますが、まだそこが具体に定まらない場合には、そこを含む表現の仕方として、この 12 ページの方の規定、もう少し何か表現とかありましたら、皆様方のご意見とかご助言をいただきまして、それをまた庁内の方の検討委員会の方に持ち帰りたいと思っております。

非常に繰り返しの説明になつてしまつところもありましたが、説明は以上でございます。

## ○委員長

条例案を出しましたら議会で揉んでいただくときに、部長さんが答弁されるのでしょうかが、ここ具体的に何だというような質問が、非常にありそうですね。

## ○F 委員

課長から話がありましたけれど、確かに今、現時点では、我々の方ではこういった犯罪被害に対応することの相談は受けていますが、なかなかケースが少なかったということで、ノウハウがない。今回庁内検討が始まりましたが、先ほどネガティブなのかとか、ポジティブなのかという委員長の話がありましたが、はつきりまだ具体的にどういう人がいらっしゃるのか、どういう困りごとがあるかはわからない。まさに人材育成からスタートする这样一个で、条例は来年 6 月までに施行してしまう这样一个で、急ピッチで庁内共有を図つ

ていくところです。今、13 ページのところの日常生活の支援を見ますと、例えば①②③④というのは、最初の枕詞ですね、犯罪等に起因するというのを除いたところで、例えば後半の経済的負担軽減のために支援することということだけを捉えれば、すでに府内で構成されるか、確立されたシステムがあつたりとか、2番目であれば日常生活となることが困難となつた者に対する支援というのももちろんあります。その制度に載せるように、うまくマッチングできるかどうか、今整理を始めたところです。財政的な負担が実際に発生するのか、どれくらい市に支援を求めていくのかわかりませんけど、本当に財政的な負担が大きくなるのか、若しくは、既存のシステムの中で、プラス犯罪被害者の支援を給付した人たちも、今の制度に乗せられるだけで済むのかというところを、今後見極めていきたいと思っています。また皆様が、今回議論していく中で、いただいた意見を来年具体的な支援策を考えていくときには、今市役所が持っている、支援できるパワー以外に他機関が持っているものもあるって、それと合わせてもまだこぼれ落ちるところで、基礎自治体ができるることは、またもしかしたら足りないことは見つけ出してやっていくのが、各機関がかぶらないでいいのかなと、今思っているところです。

一つが今回千代田区も出ていましたけど、基礎的自治体ですので総合窓口的なところが一番の重要な役割で、なかなか敷居が高い。東京都さんとか警察署さんというのは、実際の大きな犯罪被害であれば関わりがあるのでしょうけど、自分が被害者だと思ってない方が、実は支援を受けられたりとかするケースもあるので、そういうご案内ができるような専門員をぜひご指導いただきながら、育成を来年度施行後、進めていくのがまず近道なのかなと思っています。いきなりマックスでの支援ができないというのが、正直今、勉強し始めたところです。

#### ○副委員長

いや大変わかりやすいご説明でした、大賛成です。  
その方向でぜひご検討いただきたい。

冒頭、事務局からご説明のあった府内検討会議の意見の中で、非常に参考になるなど感じたのは、私、犯罪被害者ですが、と言って窓口に来られるのですかという質問があった。そんな人は今、皆無です。だけど、この条例を作ることによって、そういうふうに申し出られるようになります。私、犯罪被害にあったのですが、と言って窓口に来るようになるのが、私は理想だと考えてます。

#### ○B 委員

今のお話でいうと、今まだ条例がない現時点で、いろいろな犯罪被害にあった方が、犯罪被害としてではないけれど相談に来たときに、それに見合った、今ある制度の中での支援と

いうものに結び付くことができている例があったということですか。

今ある制度、援助というか、市民に対する、そういうものに犯罪被害でなくても受けられるはずのものに対して、しっかりとそこに行き着くことができる例があったということを言っているのですか。

親が仕事できなくなって、子どもも何か手当とかそういったものがあった場合に、犯罪被害として来なかつたけどそういう生活、こういったときとか、あるいは民生委員とかそういう人たちを通じて、そういう相談窓口にあったときに、市に対してそういうところに結び付けられていたということですか。

#### ○事務局

犯罪被害者の総合的対応窓口である市民相談室というのは、あらゆる相談を受けております。DVだとか離婚であるとか、生活困窮であるとか、交通事故の相談であるとか、まず、どこに相談したいらいいかわからないということを市民相談室で振り分けをさせていただき、専門相談があり、弁護士さんの法律相談ですか司法書士さんの相談ですか、税理士さんの相談ですか、人権の相談ですか、そういう相談の予約というのを行っております。そういう中で、通常の市民の悩み事の解決ということでは、常に相談対応はさせていただきまして、府内に繋げるべきところには繋げているところです。

その中でご自身が犯罪被害者だというふうにはおっしゃらなくても、もしかしてそういう要因があった可能性はあるかとは思いますが、件数としては計上していないという状況であると私は考えております。

#### ○B 委員

今回条例ができることによってその犯罪被害という専門的なところのノウハウで、そこにスムーズに行きやすくなるような流れを作っていただくか、そういうことがあるのは私としても理想なので、ぜひそういった意味で、今回の道筋を立てて欲しい。

#### ○F 委員

今までおそらく例えば犯罪被害者で、ちょっと何かあって、お子さんの保育が一時的にできなくなったとき、その方に緊急保育みたいな形をとる。その原因はわからなくて、多分保育課で受けた可能性があります。

だけど、これから先この条例ができて府内に周知して、あそこの家庭でこういう事件があったので、こういう支援を求められた。実は保育だけじゃなくて、他の面でも、支援が必要だと職員が察知する能力が高まれば、きっと新しくできる総合窓口に案内していき、まず、相談して下さい。若しくは、我々の方から相談部署が、保育課に相談に来た家庭にア涌现出

一チで聞くというのが理想ではないかなというのが私の考えです。以上です。

○事務局

犯罪被害者の相談件数として計上していないなくても、例えば法律相談として 1 件という形で計上しているものもありまして、実感としてですが、詐欺被害ですか、そういうものについては法律相談で解決に結びつけたことなどは、経験がございます。補足でございます。

○委員長

既存のサービスにスムーズに繋げるだけでも大前進だと思いますが、そんな仕組みにできたら本当に素晴らしいなと思います。

そういう意味で、条例の中にはこの組織内連携そのものが、明確にあるわけではないのですが、条例ができたら当然そうなるとの理解でよろしいのでしょうか。他はいかがでしょうか。

○D 委員

市に確認したいのですけど、この条例が制定された以降、実施要綱 みたいなものを制定するのですか。具体的にどう実施していくのですか。

○事務局

来年度に検討を行いまして、支援策については、実施するものについて要綱を作成して、令和 8 年度施行実施という形を考えているところでございます。

○D 委員

検討するのは府内検討委員会が行うのですか。当然我々は条例策定までですね。その後はなしということですよね。

それでしたら、ここの委員の皆さんの貴重な意見をいただいているので、そこに反映するような形で、その要綱の方ですね、引き継いでいただければありがたいなと思って余計なお世話かもしれません、よろしくお願ひいたします。

○委員長

その点スケジュールの一番下のところの右端に書いてあります。この要綱が予算要求のときと一緒に多分府内検討されるとそんな理解をしておりました。他よろしいでしょうか。それでは 3 番目よろしいですかね。

また後で何かありましたら追加で行っていただきたいのですが、3 番の（2）の市が行う支

援を行う方向性についてですね、事務局からご説明お願ひいたします。

### 3 検討事項　（2）市が行う支援の方向性について

#### ○事務局

資料 3 でございます。「立川市における支援についての考え方やご意見」をご覧ください。こちらは、条例骨子案検討のポイントのご意見と合わせまして、②という形で皆様から頂いたご意見となっております。

それをそのまま掲載させていただいている。いただいたご意見につきましては、府内検討会議に持ち帰りまして、市の支援の方向性を決定する際の参考にさせていただきたいと考えております。ご意見について、補足説明などある方がいればご説明をお願いできればと考えております。以上です。

#### ○委員長

今月に文書で意見は出されていますけど、この場で少し補足したい方について、ご意見を頂戴したいと思います。

#### ○副委員長

1 ページ目の後半に書いてある部分からが私の記載事項です。それから 2 ページ全部ですね。1, 2, 3, 4 と 5 の市民に対する PR 活動、ここまでが私の意見でございます。ぜひ、こういった点をご検討いただければと思います。

コーディネーターの確保方策については、実は前回、他の先生とも、意見交換いたしましたけれども、手っ取り早いのはここにおられる某委員のように、ご自身が都民センター出身、その方がくるのが一番実は手っ取り早い。

だからそういう方であれば、何から今までご存知の上にそれをさっきの支援しない場合で問題になったような、あらゆる被害者はちょっと問題があるから、あるからこそ相談にも来るわけですから、そういう方の扱いにも慣れてらっしゃるから、安心だったのですよ。

そうなのですから、都民センターにも人材がそんなに限りなくあるわけではないから、やはり自前で育成というのは必要で、その育成の方法としては、保健師の資格のある職員さんであれば、素地がある。研修して育成がしやすいかなというご意見をいただきました。私はその意見に賛成でございます。ぜひ、そういったような点はご検討いただければと思います。以上です。

#### ○委員長

他はいかがでしょうか。

#### ○F 委員

せっかくですので質問させて下さい。このコーディネーターの役割になる人の資格という面がありましたけれども、資格以外に人格や性格的にどういう人が適切ですか。

#### ○副委員長

ここにおられる先生方が、一番適切な方です。はっきり言って、もうどんなことを言われてもへこたれない。それでいて、これだけは外せないというアドバイスは、もう確実にする。だから優しいけども、優しいだけでも困るわけ。時には厳しさも必要だ。ただ厳しいばかりじゃ駄目だから、前提に優しさがあって、優しさを背景にして、被害者と上手に信頼関係をまず構築できる方。それでいてノウハウも心得てらっしゃる方。抽象的に言うとそういうことです。

#### ○委員長

そうですね、外部からそういう人を招くのか、内部で育成されるのかですね。それも大事なことだと思います。

一応確認ということなのですから、先ほどご紹介しました警察庁の通知を見ますと、外からの連携と内なる連携が、場所や施設別だと、外部のいろんな機関との連携は、もちろん今おっしゃったコーディネーターの力量もあるのだと思いますけれども、警察庁で作っておられるその協議会等々ですね、そんなところの連携もあるのではないかと思います。あと内部ではその府内会議のようなものが継続的には開催されるというようなことが大切なではないかと思うのですけど、条例にはですね、そこら辺、明確に出てきているわけではないのですけども、この点については今後の方針など見通しみたいなものがわかれば、ちょっと紹介していただければと思います。

#### ○事務局

まず基本的な考え方のところで、今私ども事務局の方で考えているところでございますが、委員長が、先ほどおっしゃっていただいている警察庁さんの方の途切れない支援の中で、この市区町村の役割というところでは、大きく2点、まずこの犯罪被害者支援というところを強化充実させていくために、私どもの方の総合的窓口の相談機能体制というのをまず強化していく。そこでは国の方でお示していただきました通り、都道府県を中心とする連携会議、そちらの方に主体的かつ積極的に参加をさせていただくといったところの多機関連携というものをしっかりと構築していくこと。

府内におきましては機関内ワンストップというところで、これ、府内関係部署とは先ほど

申し上げました条例の支援策の検討をするための庁内会議ですが、ここで動き出しました。そういった庁内検討会議の構成に関しましては、今後支援策を実施するに当たりましても、必要な庁内関係部署であり、こちらの会議体と今言われておりますのが、少し専門的な言葉になりますけど、福祉の部門での重層的支援体制整備事業が行われています、包括支援センターを初め、福祉部門の方々との、その枠組みというのが、非常に重要と言われています、私どもその庁内のワンストップの機関内ワンストップの連携を考えて検討していく際には、重層的支援体制整備事業との連携というところも視野に入れながら、支援のための枠組みを構築してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

今おっしゃった重層的な支援の話そうですね、この9月にも出てくるところではありますよね。

はい、どうもありがとうございました。他にはいかがでございましょうか。

○E 委員

予算的にすごくいろいろ問題というか壁があるということは、重々お聞きして分かったのですが、やはり経済的支援制度があると、窓口に繋がりやすいというメリットがすごくあります。相談に来てくださいと言ってもなかなか相談しづらいというのは、どうしてもあるので、経済的支援に関する相談がきっかけで支援者と繋がるというメリットがすごく大きいです。

東京都の方もいろいろな制度ができたことで、早くから被害者の方や遺族の方が東京都総合相談窓口の被害者支援都民センターに繋がることができるようになっているので、本当に経済的支援をしているということだけではない、いろいろな利点があるということもぜひお伝えしたいと思っております。

○委員長

お役所の立場からその被害者を掘り起こすというのは、ちょっとその仕事が増えることにはなるのですけども、早く発見した方が早く立ち直れるということ言いますよね。

そこを踏まえて、被害者が早く相談に来られるというのをちょっと利用していただきたいなと思いますね。

他にはいかがでございましょうか。

それでは次第の4番のその他につきまして、これまでのご議論の経緯も含めまして、お話をいただきたいと思います。

時間は少しあるようですので条例の名称の話をお願いします。

#### 4 その他

○F 委員

この場をお借りしましてご相談したいことがあります。現在犯罪被害者等検討委員会の名称は支援条例（仮称）策定検討委員会となっております。それぞれ骨子案がまとまりつつあります、それぞれリーガルチェックも入っていきます。今後、条例の名称については、各先行自治体を見ますと、引き続き被害者等支援条例としているところと、被害者等支援基本条例としているところがあります。基本を入れた方がいいのかどうか皆さん少しご意見ご感想をいただいて、今日の検討委員会の次第を見ていただいて、参考資料を持っていただいておりますが、横須賀市さんは基本条例、千葉市と行田市は支援条例となっております。皆さん今回理念条例ということも踏まえて、どちらがいいのか、ちょっとお考えというのがあれば参考までにご意見をいただきたいのですが。

○副委員長

東京都内は、支援条例というのが多いようですし、どっちにでも転ぶようにしといた方がいいのではないでしょうか。あまり基本というか、それだけ強調すると基本的でないものは書けなくなる。逆に今は書くつもりがなかったのだけど、これだけは書きたいのですがということもあるので、このままでどうでしょうか。

○F 委員

よろしいでしょうか。最終的にどうなるのか、ご存知の通り今回、市長の方の思いが強いので、その辺も調整させていただいて、最終的にどうなるかまたご報告させていただきたい。

○副委員長

もうはつきり言って条例の題名から議決の対象ですから、いかようにも変わるわけです。

○委員長

確かに理念だけだったら基本条例というのは、あるかもしれませんけども、国、都道府県、市町村という役割分担からすると、生活に近いところは支援ということがありますものですから、より身近な感じにしておいた方がいいかという、そのようなところ、どちらに重きを置かれるかということがあると思いますね。

その辺はどちらになっても皆さん、特別どちらが良いということではないでしょうかね。基本は今の名前、支援条例ということの方がいいということですかね。

全体を通じまして、ご質問などありますか。

特にないようでしたら、最後の第5番ですね、事務連絡をお願いいたします。

## 5 事務連絡

### ○事務局

次回の会議、メールでお知らせをさせていただいておりましたが、10月11日金曜日14時を予定しております。

お1人、都合がつかないとご連絡いただいた方もいらっしゃいますが、事前にご意見をいただくななどして、その方の意見を入れていただけるようであれば、ご了承いただいて、10月11日に開催をさせていただきたいと考えております。

### ○委員長

よろしいでしょうか。はい、他に何かありましたらよろしくお願ひします。

### ○副委員長

次回の予定を教えていただきたいです。

イメージをつかみたいのは、条文までは行かないけども、今回のこの資料ですが、たたき台の資料4、これはいろいろ注釈だとか参考資料でいっぱい書いてあり、邪魔です。要するに条文ズバリじゃなくてもいいけども、予定条文だけで第1条、第2条、要綱でもよろしいですから、条文だけの要綱があれば、いいかなと思って、そのようなものは予定されていますか。

### ○委員長

どっちかというと私のイメージでは、多分パブコメにかけるものの案みたいなもので、いいのでしょうかね、そういうイメージで。

### ○事務局

千葉市さんの、骨子案を参考に作らせていただこうというふうに考えていますので、それに向けた形に整理をしているところです。そのため完成形がこのような状況というふうに、現在のところ考えておりますけれども、それに並行して条文案というか、そういったものがあった方がわかりやすいでしょうか。

### ○副委員長

あまり手間暇かけるのはどうなのがなと、それで間に合うならそれでいいのですが。

○事務局

今日はたたき台という表現をさせていただいておりますので、参考にさせていただいた意見ですか、若干、事務局の考え方を述べさせていただいておりますが、そこを削除して、今日いただいたご意見を勘案してまとめたものとしてもう一度見ていただきたいと思っています。

○副委員長

それを第何条とまで書かなくてもいいけど、1、2、3、となっていて、途中から括弧が入っていたり、もう単純に1から10何個まで続けていけるはずなので、そうしていただければそれで結構ですから、余計な手間は要りません。

○委員長

パブコメかけるのにその項目に説明が少しぐらい入ったりするのですかね。ひょっとしたら。

○事務局

はい若干そういった説明も、入ってくるかもしれません、そこはまた9月の下旬の府内検討委員会の方で調整させていただいて、事前にこちらの委員会の方にお出しさせていただく際には、事前にまた送らせていただきますので、その際に見ていていただいた中でのご意見もいただければと思っています。

○委員長

パブコメの段階では、まだ法制審査の1回目みたいなのが始まってないですね。1回目いつですかね。

○事務局

パブコメにかける際には、一旦はリーガルチェックをかけます。

○副委員長

はい、完全にキチキチの条文にするんですね。

○事務局

実際にはそれに近い形で、この骨子案というのを作りましたと。

○副委員長

それを広報紙あるいは広報紙の号外のような形で、次の通り作りました。については、市民の意見を募集します。その方法はこうですよ。いついつまでにお願いします。こういうことでしょ。

○F 委員

最終的に議会前にもう1回、例規審査会にかけて、それを使って初めて議会の方に提案ができます。

○委員長

はい、ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。  
それでは、なければ、これで本日の委員会は終了したいと思います。皆様のおかげで滞りなく進め、予定の時間より少し早く終わることができました。ありがとうございました。お疲れ様でございました。